第2回 岩手地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和6年7月5日(金) 午後1時30分~午後2時23分

2 場 所

盛岡第2合同庁舎 3階共用会議室

- 3 出席者
 - (公益代表委員) 植村委員、郷右近委員、近藤委員、齋藤委員、丸山委員 (労働者代表委員) 小菅委員、佐々木委員、藤本委員、山田委員

(使用者代表委員) 菊池委員、瀬川委員、藤田委員、松川委員、宗形委員 (事務局) 粟村局長、加藤労働基準部長、境澤賃金室長、五十嵐賃金室長補佐

4 議事

- (1) 岩手県最低賃金の改正決定について(諮問)
- (2) 岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について
- (3) その他
- 5 議事内容

議事に入る前に、事務局から、本日の審議会は定足数を満たしており有効に成立していることが報告された(最低賃金審議会令第5条2項(審議会の成立))。

(全ての議事を「公開審議」とした。)

開会に当たり岩手労働局長粟村勝行より挨拶を行った。

(粟村局長挨拶)

次に、丸山会長から、議事録署名人に労働者代表委員から佐々木委員、使用者代表委員から藤田委員が指名された(岩手地方最低賃金審議会運営規程第7条1項(議事録署名人の指名))。

- (1) 岩手県最低賃金の改正決定について (諮問)
 - ○丸山会長

それでは、議題に入ります。議題 (1) 「岩手県最低賃金の改正決定について(諮問)」です。岩手労働局長から岩手地方最低賃金審議会に、岩手県最低賃金の改正決定について諮問があります。

〈岩手県最低賃金の改正決定について(諮問)>

岩手労働局長から丸山会長に、岩手県最低賃金の改正決定について、諮問文が手交された(最低賃金法第12条(地域別最低賃金の改正等))。

○丸山会長

それでは、諮問について事務局から説明をお願いします。

○事務局

この度の諮問は、最低賃金法第12条の規定に基づき、岩手地方最低賃金審議会に岩手県最低賃金の改正について調査審議をお願いするもので

す。最低賃金法第12条では、「都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、改正又は廃止の決定をしなければならない」と規定しております。

それでは、現行の岩手県最低賃金を改正する必要性があると判断した理由について、御説明いたします。

岩手県の経済状況について、

令和6年3月分の「岩手県鉱工業生産指数(岩手県ふるさと振興部)」によると、岩手県の年平均鉱工業生産指数(平成27年=100)は、令和3年が128.0、令和4年が134.1、令和5年が129.0となっている。

「岩手県の景況(岩手県ふるさと振興部)」によると、令和5年4月及び5月の指標を中心にした判断で、「県内景気は、緩やかに持ち直しの動きが続いている。」との判断が示されている。

「岩手県内経済情勢報告(財務省東北財務局盛岡財務事務所)」によると、企業の景況感は、6年1~3月期は「全産業では、『下降』超幅が拡大している。」、先行きは「全産業では『上昇』超に転じる見通しとなっている。」としており、総括判断では、「県内経済は、持ち直しつつある」との判断が示されている。

「法人企業景気予測調査 令和6年4-6月期調査(財務省東北財務局盛 岡財務事務所)」によると、資本金1千万円以上の法人企業の景況判断は、現状は「下降」超幅が縮小、先行きは6年7~9月期に「上昇」超に転じ、6年10~12月期に「下降」超に転じる見通しで、令和6年度の売上高は増収見込み、経常利益は減益見込みとなっている。

岩手県の賃金水準について、

「毎月勤労統計調査(厚生労働省)」によると、岩手県の年平均所定内給与は、事業所規模5人以上の調査産業計で、令和3年が219,552円、令和4年が222,279円、令和5年が223,365円となっている。また、事業所規模30人以上の調査産業計では、令和3年が232,390円、令和4年が235,333円、令和5年が235,998円となっている。

「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」によると、岩手県の一般労働者の所定内給与額(男女計、調査産業計)は、令和3年が249,600円、令和4年が252,300円、令和5年が259,600円となっている。

「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況(厚生労働省)」によると、全国の加重平均賃上げ率は、令和3年が1.86%、令和4年が2.20%、令和5年が3.60%となっており、連合が取りまとめた「2024春季生活

闘争 第6回集計結果」では、令和6年6月3日現在の賃上げ率は5.0 8%(中小組合賃上げ率4.45%)となっている。

なお、補足であるが、令和6年7月3日に公表された「2024春季生活闘争 第7回(最終)集計結果」では、7月1日時点の賃上げ率は5.10%(中小組合賃上げ率4.45%)となっている。

岩手県の生計費について、

令和5年10月の「職員の給与等に関する報告及び勧告の附属資料(岩手県人事委員会)」によると、盛岡市の標準生計費(4人世帯)は、令和2年4月が203,090円、令和3年4月が268,020円、令和4年4月が182,880円、令和5年4月が209,260円となっている。

令和6年5月分の「盛岡市消費者物価指数(岩手県ふるさと振興部) (令和2年=100)」によると、盛岡市の消費者物価総合指数は、令和3年年平均が100.2、令和4年年平均が102.6、令和5年年平均が106.7、となっており、令和6年に入ってからは、1月108.3、2月108.2、3月108.4、4月109.2、5月109.8となっている。岩手県最低賃金改正の必要性について、

岩手県の経済状況は、「県内景気は、緩やかに持ち直しの動きが続いている」、「持ち直しつつある」、「現状で「下降」超幅が拡大しており、先行きは「上昇」超に転じる見通し」等の判断が示されている。

岩手県の賃金動向を令和3年から令和5年までの所定内給与でみると、 上向き傾向を示しており、民間主要企業の春季賃上げ率は全国加重平均で 1.86%~3.60%の引上げが続き、令和6年においては5%を上回 る賃上げ率を示す動きもみられる。

また、岩手県の生計費及び消費者物価について盛岡市の標準生計費は令和4年から上昇、消費者物価については、令和4年以降上昇傾向が続いているところ、令和5年9月から108台を推移し、令和6年5月には109.8となっている。

これらの状況の変化から、現行の岩手県最低賃金を改正する必要性があるものと判断した。

(以上、諮問文に添付された岩手労働局の見解「岩手県最低賃金改正の必要性について」が読み上げられた。)

また、最低賃金法第25条5項で、「最低賃金審議会は、最低賃金の改正等について調査審議を行う場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」と規定しております。本審議会閉会後、そのための公示手続きを行いたいと思います。意見書の様式は従来のものとし、使用者用意見書の中の「時給に換算して、○○○円未満の労働者が占める割合」に

つきましては、昨年は「900円未満」と設定していましたが、今年は「1000円未満」と設定いたします。御意見をいただきたいと思います。

〇丸山会長

ただいまの事務局の説明について御質問、御意見等があれば御発言をお 願いいたします。

なお、関係労働者及び関係使用者からの意見聴取については法律上定められておりますので、改めて審議するものではありません。

○藤田委員

参考人意見書の中の「時給に換算して、〇〇〇円未満の労働者が占める割合」について、昨年900円未満という設定だったものを今年1000円未満の設定に引き上げた理由について、説明してください。

○事務局

この項目につきましては、県最賃額近傍で働く労働者の方の割合を記入していただく項目であり、一定のルールがあるわけではなく、これまでの慣例で、県最賃額が700円台のときは800円未満の設定としており、昨年は900円未満の設定としておりました。昨年の改正前県最賃額が854円でしたので、900円未満の設定といたしました。今年は改正前県最賃が893円ですので、900円に近いこともあり、少し幅を持たせて1000円未満の設定といたしました。

○松川委員

なぜ、いきなり1000円未満の設定なのかな、と思います。ハローワークの求人をみると、893円での募集もありますし、920円台、930円台の募集も多く見かけますので、せめて950円未満の設定もしくはもっと低い金額の割合を記入していただくということで、よいのではないかと思います。何かの思惑があって1000円未満の設定としているのかと勘ぐってしまいます。

○事務局

何かしらの思惑があってのことではありません。別の金額がよいということであれば、そのような設定として決めていただいてかまいません。

○丸山会長

金額設定についてのルールがあるわけではなく、委員から意見を出して いただき決めていただければよい、という説明を受けました。

○藤田委員

1000円未満の設定はあり得ないと考えます。様式には拘束されるものでしょうか。事業所によって金額を変えるということはできますか。

○事務局

この参考人意見書の様式については、これまでの審議会において、委員の皆様が確認したい内容などを積み重ねて出来上がった様式となります。また、金額欄については空欄となっており、その都度確認しております。 関係労働者及び関係使用者の皆様には、この様式を利用して御意見をいただいている、ということです。

○丸山会長

労働者代表委員の御意見はいかがでしょうか。

○佐々木委員

使用者が記入する参考人意見書ですので、労働者代表委員としての意見は特に持ち合わせておりませんが、お尋ねですので申し上げます。県内のハローワークでの求人における最低募集額は893円であり、それより高い金額としては平均930円台から950円台という事業所が多いように見受けられますので、950円未満の設定が妥当と考えます。

○丸山会長

労働者代表委員からも950円未満の設定が妥当であるという意見をいただきました。それでは、参考人意見書の使用者用の「時給に換算して、〇〇〇円未満の労働者が占める割合」については、「950円未満の労働者が占める割合」とすることといたします。事務局はそのように対応してください。

○丸山会長

そのほか、ございませんか。

(意見等なし)

それでは、岩手地方最低賃金審議会は、岩手労働局長から岩手県最低賃金の改正決定について諮問をお受けしたということでこれを確認いたします。諮問をお受けしたことによって、岩手県最低賃金の改正について、これから審議が開始されるということになります。

事務局は本審議会終了後、関係労働者及び関係使用者からの意見聴取の 公示手続きに入ってください。よろしくお願いします。

(2) 岩手県最低賃金専門部会の設置及び委員の推薦について

○丸山会長

それでは次の議題に入ります。(2)「岩手県最低賃金専門部会の設置 及び委員の推薦について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局

1つ目は、専門部会の設置についてです。

最低賃金法第25条2項で、「最低賃金審議会は、最低賃金の改正等について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」

と定められております。

最低賃金審議会令第6条1項で、「審議会に置かれる専門部会の委員の数は、9人以内とする」と定められており、専門部会は公・労・使各3人の合計9人で構成されております。専門部会委員の任命につきましては、最低賃金審議会令第6条4項で、「関係労働組合又は関係使用者団体に候補者の推薦を求めなければならない」と定められており、相当期間を定めて推薦公示を行っております。

2つ目は、最低賃金審議会令第6条5項の適用についてです。

最低賃金審議会令第6条5項で、「審議会は、あらかじめその議決する ところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができ る」と規定しております。

この条文を適用するためには、あらかじめ審議会で取り決めをしておく 必要がありますが、岩手地方最低賃金審議会では今までこの条文を適用し たことはありません。今年度も同様の取扱いとしてよろしいか、岩手地方 最低賃金審議会の方針をお伺いします。

○丸山会長

事務局から「専門部会の設置」と「最低賃金審議会令第6条5項の適用」 について説明がありました。

まず、専門部会の設置につきましては法律上当然設置されるものでありますので、ここで改めて審議するものではありません。事務局は本審議会終了後速やかに専門部会委員の推薦公示手続きに入ってください。

次に、最低賃金審議会令第6条5項を適用するか否かについて、岩手地 方最低賃金審議会の方針を決定したいと思います。最低賃金審議会令第6 条5項を適用すれば、手続きを簡略化することができますが、最低賃金の 改正という重要事項を決定するものでありますから、今までこの条項を適 用したことはありません。私としては従来どおりこの条項は適用せずに最 終決定は本審議会の場で行いたいと考えておりますが、よろしいでしょう か。

(異議なし)

○丸山会長

それでは最低賃金審議会令第6条5項は適用しないことといたします。

(3) その他

○丸山会長

次に、議題(3)「その他」に入ります。 事務局で用意している議題があればお願いします。

○事務局

4点ほどございます。1点目は、審議日程についてです。

第1回審議会において、審議日程について御了承いただきましたが、そ の後変更の必要が生じましたので、修正案を提案いたします。

資料No.1 (令和6年度岩手地方最低賃金審議会開催計画 修正案)を御覧ください。委員の皆様から9月以降の日程について確認させていただき、9月2日に開催を計画しておりました第1回特別小委員会について、9月4日に変更、また、特別小委員会の予備日を9月11日(水)に変更としております。

次に、第5回本審、いわゆる異議審につきましては、9月17日(火)の開催としております。8月28日(水)第4回本審において答申をいただく予定ですので、答申の翌日から15日間の異議申出期間となり、異議申出締切が9月12日(木)となります。本来であれば、異議申出締切の翌日に異議審を開催すべきところですが、異議申出締切の翌日である9月13日(金)の出席状況が芳しくないことから、この日の開催は難しいと判断し、直後の開催可能な日である9月17日(火)の午前10時の開催といたします。

そして、第1回産別合同部会につきましては、10月16日(水)の開催といたします。以上の修正案となります。

○丸山会長

日程の修正案につきましては、よろしいですね。 (異議なし)

○丸山会長

事務局は続けてください。

○事務局

2点目ですが、先般行った実地視察についてです。

概要につきましては、後日資料として配布させていただきますが、詳細報告は、第1回専門部会で行いたいと思います。

なお、対象事業場の最低賃金などの内部情報などが記載される資料となりますので、非公開資料として配布いたします。

○丸山会長

実地視察については第1回の専門部会で報告されるということです。よ ろしいですね。事務局は続けてください。

○事務局

3点目、「令和5年度答申時の政府要望に関するとりまとめ」についてです。

昨年の岩手県最低賃金の答申において、中小企業・小規模事業者に配意

しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対する要望事項として答申文に盛り込み、当局から審議状況報告と共に本省に伝えました。当局に対して本省から回答があったわけではありませんが、把握している範囲で御説明いたします。

資料No.2を御覧ください。

1つ目の項目、「生産性向上の支援について、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、生産性向上等への支援を一層強化すること。」について、厚生労働省としては、厚生労働省と中小企業庁の最新の支援施策をピックアップしたリーフレットを作成し都道府県労働局から各団体等へ周知を行いました。岩手労働局としては、岩手県と岩手労働局の最新の支援策を一覧にした「岩手県・岩手労働局における事業主に対する支援策について」を作成し各団体へ周知いたしました。他省庁においては、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業としてよろず支援拠点の周知などを行ったものとみられます。

2つ目の項目、「業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充、さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するため、周知徹底すること。」については、令和5年8月には対象事業場の拡大、賃金引上げ後の申請を可能とする、助成率区分を見直すという制度の拡充が行われ、令和5年12月には受付期間の延長が行われました。岩手労働局としては、令和5年9月に業務改善助成金の拡充について各団体等に局独自に作成したリーフレットによる周知広報の依頼を行い、特に景況が厳しいと思われる業種の事業主にリーフレットを直接送付しました。また、令和6年1月には未満率の高い地域、業種の事業主に対して業務改善助成金の受付期間延長のお知らせ通知文を送付しました。

3つ目の項目、「中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むこと。」については、補助金関係では、経済産業省においては中小企業等事業再構築促進事業の最低賃金枠の要件見直し、中小企業庁においては、ものづくり・商業・サービス補助金の省力化枠の上限額などの見直しが行われたものとみられ、税制関係では、経済産業省において賃上げ促進税制の強化が行われたものとみられます。

4つ目の項目、「価格転嫁対策については、「パートナーシップによる 価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)等に基 づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組を強化すること。」については、内閣官房、公正取引委員会において、令和5年11月「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について、により、発注者及び受注者がとるべき行動、求められる行動の取りまとめが行われたものとみられます。この公表を受け、厚生労働省労働基準監督機関において、1月から3月までの集中取組期間に監督指導を実施し、賃金引上げ・価格転嫁対策関連の施策を紹介し、不適切な取引がみられた場合の公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省への通報制度の運用も行われております。公正取引委員会においては、価格転嫁円滑化に関する緊急実態調査の実施、公正取引委員会・経済産業省においては価格交渉・価格転嫁の実施状況の公表などが行われたものとみられます。

5つ目の項目、「賃金引上げに起因する就業調整の原因となる税控除や 社会保険料制度の見直しを検討すること。」については、令和5年9月「年 収の壁・支援パッケージ」により、キャリアアップ助成金による事業主支 援、社会保険適用促進手当の標準報酬適用除外などを進め、年収の壁を意 識せずに働くことのできる環境づくりを後押しするなど取組が進んでお ります。

以上、政府に対する要望項目に関するとりまとめとして、把握できる範囲で資料を添付しております。御確認をお願いいたします。

○丸山会長

令和5年度答申時の政府要望に関するとりまとめに関して、委員の皆様から御意見等ありましたら御発言をお願いします。

○瀬川委員

昨年の県最賃答申文本文に中小企業・小規模事業者への支援について政府への要望事項を盛り込んだことは、素晴らしいことだと思いますし、その結果を取りまとめていただいたことについて感謝申し上げます。しかしながら、売上の確保が不安定な中、人材確保のための賃金引上げを強いられているというように、中小企業のおかれている実態は未だに厳しいものです。そして、今後も円安の継続、エネルギー価格高騰といった中小企業・小規模事業者にとってはまだまだ厳しい状況は続きます。

政府要望に対して実施された支援策という結果は大事ですが、この結果、 どのような効果があったかという調査・検証が重要であり、その議論が必 要と考えています。

また、効果の検証ができるようなデータ、エビデンス等がきちんとそろ えることができるのか、ということについても確認が必要ではないかと考 えています。

○丸山会長

中小企業・小規模事業者に対する支援策の取組について、その結果、どのような効果があったのか、という検証が重要であるという内容の御意見をいただきました。事務局はいかがでしょうか。

○事務局

可能な限り対応してまいります。

○丸山会長

ほかに何かありますか。

(意見なし)

事務局は続けてください。

○事務局

前回の審議会以降、岩手地方最低賃金審議会あて、最低賃金に関する意 見等が提出されておりますので御報告させていただきます。

資料No.3 を御覧ください。岩手弁護士会会長から岩手地方最低賃金審議会あてに、最低賃金の引上げと全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明が提出されております。読み上げて報告させていただきます。

(声明要旨読み上げ)

○丸山会長

次に議題以外の「その他」です。事務局あるいは委員の皆様から何かありますか。

○菊池委員

先日、中央最低賃金審議会において厚生労働大臣から目安に関する調査 審議についての諮問が行われました。その中で厚生労働大臣が「最低賃金 は経済政策としての役割も担っている」と発言されたと聞きましたが、そ の発言の意図について、次回以降の審議会でかまいませんので、事務局か ら御説明をお願いします。

○丸山会長

事務局は、できる範囲で対応いただくということでよろしいですね。 他によろしいですか。

それではこれで議事を終了します。